

# 文系 IT 人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根 業務仕様書

## 1 委託業務名

文系 IT 人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根

## 2 業務の目的

文系学部に所属する大学生を対象に、様々な専門分野の活用のツールとなる IT スキルを学ぶ機会を提供し、併せて県内企業との交流等により業界理解を深め、県内への就職意識を高める取組を行う。

## 3 業務の実施対象 60 名

島根大学、島根県立大学に在籍する情報系分野を専門的に学んでいない大学生 40 名  
島根県外に進学している島根県出身の情報系分野を専門的に学んでいない大学生 20 名

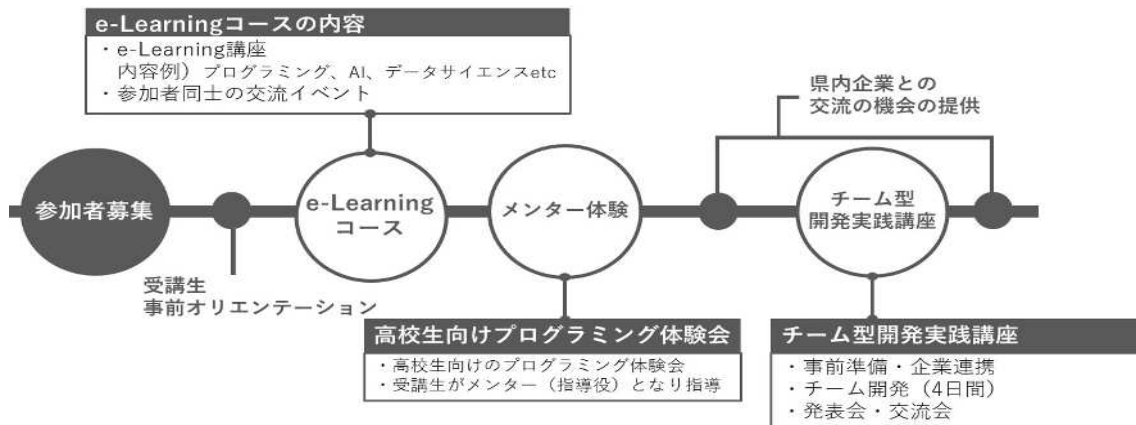
## 4 委託期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日

## 5 業務内容

受託者は、下記の図を参考にして本業務目的の実現に向けた実施プロセス・計画を提示することとし、その実施にあたっては、下記の記載内容を踏まえ業務を行うこと。

### 参考



### 【共通事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じること。また感染拡大状況に応じて、オンライン開催を取り入れること。
- ・適宜、自社の広報媒体、SNS、メディアへの取材依頼などの広報を実施すること。

### (1) 参加者の募集・選考

#### ① 募集方法

- ・多くの参加を募るための方法を立案すること。
- ・参加候補となる学部の講師、教授等に対して個別の募集活動を行うこと。
- ・チラシを作成し、対象校及び公共施設等への掲示を行うこと。

#### ② 選考方法

- ・応募者が多数の場合は、県と協議の上、書類選考により決定する。

## (2) e-Learning コース

- ・下記の内容に基づき、島根県内企業への就職に向けた興味・関心の醸成につながる内容とすること。
- ・参加者の事前理解、本講座参加への動機づけを目的とした事前オリエンテーションを実施すること。
- ・離脱を防ぐことを目的として、適宜、参加者同士の交流イベント、受託者側からの定期的なメンタリング等を行うこと。
- ・県、事業関係者との定例会議を週に1度を目安に行い、受講生アンケートなどを通じて理解度・満足度等を分析し、適宜、講座内容の修正をはかること。
- ・カリキュラム中にITエンジニアの職種紹介を行うイベント盛り込み、学生に参加を促すこと。
- ・上記のITエンジニアの職種紹介イベントについては県が開催する別事業を充てるものとし、当該別事業の運営者と学生の参加について調整を行うこと。

## (3) 高校生向けのメンター体験の実施

- ・高校生の夏休み期間に県内の普通科高校の生徒を対象に e-Learning コースで学習した内容を生かしたメンター指導が体験できるプログラミング講座を実施すること。
- ・対象高校生は40人を目安とし、メンターの必要数を確保すること。
- ・メンターとしての指導方法を習得するための事前講習を実施すること。
- ・当日のプログラミング講師を受託者において確保すること。
- ・県、学校関係者との連携をはかること。

## (4) チーム開発型実践講座

ヒアリング及び要件定義に重点を置き、県内企業の課題に対してITを活用して解決する実践講座

### ① 事前準備、企業連携

- ・参加企業の募集及び選定については県と相談の上、決定すること。
- ・実践講座の日程調整を図ること。
- ・企業に対し、本講座の主旨、受講者のスキル状況、企業側の役割などの事前説明を行うこと。

### ② チーム開発(4日間)(12コース程度を想定)

- ・学生の受け入れ先となる企業の業種及び企業と学生のチーム構成については企画提案で明らかにすること。
- ・各チームのIT分野での支援ができる体制を確保すること。
- ・県内企業担当者と受講者のチームアップにつながる内容を取り入れ、その後参加者の希望、特性、スキルに合わせたチームアップを適切に行うこと。
- ・アイデアソン形式で企業の抱える課題解決を行う内容とし、企画提案において4日間の取り組み概要を各日明らかにした上で、実施にあたっては受け入れ先企業と内容の調整を行うこと。
- ・受託者は、学生の振り分けや連絡調整、所要経費の支払い等を行う。

### ③ 発表会・企業交流会

- ・チーム開発型実践講座の終了後、県内企業、行政関係者、商工会議所等を集めて、最終発表会を行うこと。
- ・若手技術者との意見交換、各企業の紹介などを盛り込んだ交流会を開催すること。

## (5) その他

- ・講座全体を通して、企業との交流が図れるよう、工夫すること。
- ・島根県内の大学からの参加者については現在の居住地が高校生向けのメンター体験、チーム開発型実践講座及び発表会・企業交流会の開催地と同一市町村内でない場合、交通費の全額を、県外の大学からの参加者については現在の居住地から実家所在地までの帰省に要する交通費の全額を受託者より補助すること。

- ・チーム開発型実践講座まで修了した受講者に対して修了証を発行すること。
- ・積算において、受講者1人当たりのe-Learning経費および交通費補助費を明らかにすること。
- ・事業完了時に途中離脱者について、進捗度を加味して要しなかった経費については減額の変更契約を行うこと。

## 6 本業務に係るレポートの作成

以下の項目に関するレポートを作成し、委託期間内に提出すること（様式は任意）。なお、作成されたレポートの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、県に帰属する。

- ・本事業の有用性
- ・本事業の改善点
- ・参加者の本事業に対する満足度等調査

## 7 情報の取扱い

受託者は、講座参加者の情報に関して厳に秘密を保持するものとし、書面により相手方の承諾を得ない限り他の講座参加者を含む第三者に情報を開示しないものとする。また、講座開始時や成果発表会開催時などに必要に応じて参加者から秘密保持誓約書を徴するなど、講座参加者の意向を確認の上、適切に情報を管理すること。

## 8 実施体制

受託者側の窓口責任者を配置する。窓口責任者は、業務においてプロジェクトマネージャー又はリーダーを経験するとともに、チームビルディングに長けている人員を要件とする。

## 9 追加提案

本仕様書に定めのないものであっても、本事業の趣旨に合致する実施可能な取組がある場合には適宜提案すること。

## 10 その他

業務内での受託者及び参加者の移動に要する経費等、本業務の実施に要する費用は委託契約額の範囲内で対応すること。

## 11 納入物件

レポート：紙媒体及び電子データを納めた記録媒体(CD-R又はDVD-R)。